2　競争参加資格
⑴　平成27―29年度日本中央競馬会「物品等調達に係る競争参加資格審査及び等級格付審査基準」において、「契約の種類」及び「業種区分」が「役務等契約」の「広報」であり、等級「A」に格付けされていること。
⑵　調達内容の調整に必要な能力を有すると認められる者。
⑶　本公示の日から開札日までの間に、本会から競争入札参加停止を受けている日が含まれていないこと。
3　指名されるために必要な要件
⑴　本公示に示した業務の類似業務について取扱実績を有する者。
⑵　著しい経営状態の悪化及び信用度の低下がないと認められる者。
4　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び資格審査等問い合わせ先　〒106―8401 東京都港区六本木６―11―１　日本中央競馬会　本部　広報部広報総務課　ＴＥＬ03―3591―5251
⑵　入札説明書の交付方法　入札説明会の際、直接交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成28年３月16日13時00分　日本中央競馬会　本部　９階第５会議室
⑷　入札、開札の日時及び場所　平成28年４月27日10時00分　日本中央競馬会　本部　９階第５会議室
5　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公示に示した競争参加に必要な資格を持たない者の行った入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　入札説明書による。なお、入札書に記載する金額は消費税及び地方消費税を含むものとする。
6　Summary
⑴　Official in charge of contract : Kazuyuki Sakata, Manager of Publicity Contract Section of Public Relations Department of Japan Racing Association.
⑵　Classification of the products to be procured : 73
⑶　Nature and Quantity of the products to be purchased : Paper advertisement
⑷　Fulfillment period : As shown in the tender documentation
⑸　Qualifications for participating in the tendering procedures : A
⑹　Time limit of tender : By 27 April 2016
⑺　Contact point for the notice : Publicity Contract Section of Public Relations Department of Japan Racing Association, 6―11―1 Roppongi Minato-ku, Tokyo 106―8401 Japan Tel 03―3591―5251

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

平成28―31年度横瀬川ダム本体建設工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成 28 年３月７日
四国地方整備局長　石橋　良啓
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37
1　工事名　平成28―31年度横瀬川ダム本体建設工事
2　工事場所　高知県宿毛市山奈町山田地先
3　工事内容
基礎掘削工　約79,000㎥
堤体コンクリート　約165,000㎥
コンソリデーショングラウチング　114孔
カーテングラウチング　119孔
工期　平成31年９月30日まで
4　申請の時期
平成28年３月８日から平成28年４月７日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、平成28年４月８日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
5　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成28年３月８日から　〒760―8554 香川県高松市サンポート３―33　四国地方整備局総務部契約課調査係　電話087―851―8061㈹において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる資料を添付し、持参により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
１）特定建設工事共同企業体協定書（甲）（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
２）６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成28年３月７日付け支出負担行為担当官四国地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式―１と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成26年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び、次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成26年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２社の組み合わせとする。
１）四国地方整備局における平成27・28年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
２）四国地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記１）の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）
３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記１）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
４）当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
５）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の要件を満たすものとする。
１）平成12年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
・洪水吐を有する重力式コンクリートダム本体工事（ダム高50m以上）の施工実績を有すること。